



手話が言語であることとろう者への理解を進める

「大府市手話言語条例」を制定します

大府市は、手話が言語であること及びその手話を使用するろう者に対する理解の普及を推進することを目的とした「大府市手話言語条例」を制定いたします。

市は、平成28年6月に設立された全国手話言語市区長会にいち早く加盟し、第1回の総会から参加するなど、手話言語条例の必要性や手話言語に関する全国での取組について調査研究を進めてきましたが、条例制定を機に、今まで以上に手話の普及とろう者への理解について、施策を積極的に進めていきます。

なお、手話言語に関する条例は県内では6番目の制定になる予定です。

■「大府市手話言語条例」の概要

(1) 目的

この条例は、ろう者（※）にとって、日常生活及び社会生活を営む上で重要な言語は手話であることに鑑み、手話が言語であることへの理解の普及について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話及びろう者に対する理解の普及を推進することを目的とします。

（※）ろう者とは…手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいいます。

(2) 基本理念

手話が言語であることへの理解の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者がその他の者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきという認識の下に行います。

(3) 市の責務、市民の役割、事業者の役割

手話が言語であること及びろう者に対する理解の普及を推進する上での役割は以下のとおりです。

ア 市の責務：市は、手話が言語であることへの理解の普及に関する施策を推進するものとし、

上記の施策を推進するに当たっては、ろう者、手話通訳者、手話サークル団体その他のろう者に関わるものから意見を聴く機会を設けるものとし、

また、市職員が手話及びろう者への理解を深めるための機会を設けるものとし、

イ 市民の役割：市民は、手話が言語であることへの理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとし、



ウ 事業者の役割：事業者は、手話が言語であることへの理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

また、手話が言語であることについて、従業者の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(4) 施策について

ア 市民への理解の普及

市は、ろう者、手話通訳者、手話サークル団体その他のろう者に関わるものと協力して、市民が手話及びろう者への理解を深めるための機会を確保するものとします。

イ 聴覚障がい児等への支援

市は、聴覚障がい児及びその保護者並びに聴覚障がい者に対し、手話に関する必要な情報の提供その他の支援を行うものとします。

ウ 学校における理解の普及

市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとします。

エ 医療機関等への理解の普及

市は、医療機関、福祉施設その他これらに類する施設において、手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとします。

(5) 施行期日について

令和2年4月1日

■令和2年度の手話施策（★は新規に予算化した事業）

(1) 市民への理解の普及

ア ★手話やろう者に関する理解を深める啓発リーフレットの作成・配布

イ ★手話やろう者と触れ合うことができる手話カフェサロンの初期活動費の補助

ウ ★市職員による手話紹介動画の作成

エ 手話奉仕員養成講座（入門編）の実施

(2) 聴覚障がい児等への支援

ア 保健センター、障がい者相談支援センター等との連携による、聴覚障がい児等への手話の周知促進

(3) 学校における理解の普及

ア 社会福祉協議会と協力し市内小中学校及び高等学校での福祉実践教室（手話のプログラム）の開催

(4) 医療機関等への理解の普及

ア 啓発リーフレットの配布

イ 愛知県の手話学習会の講師派遣制度の周知

(5) 市職員への取組

ア ★ろう者による職員向け研修会の実施

イ ★市職員による手話紹介動画の作成



■参考資料

- ・大府市手話言語条例（案）概念図

【問い合わせ先】

大府市役所高齢障がい支援課

担 当：夏目 誠二（ナツメ セイジ）

電 話：0562-45-6289

F A X：0562-47-7320

E-mail：kourei-shougai@city.obu.lg.jp